平成２４年（フ）第１２９７号
東京都立川市砂川町８丁目60番地の７ハイムパピヨン401号
債務者　橋場　恵一
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６４５号
静岡県榛原郡川根本町徳山1068番地の２、旧住所東京都杉並区阿佐谷北４丁目13番２号川元マンションＢ302
債務者　寺田　　信
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３５７号
東京都府中市本宿町１丁目10番地の５ｙａｍａｔｏ．ＢＬＤ102
債務者　中村　敦子（旧姓片平・岩崎）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５８６号
静岡県浜松市南区白羽町2785番地の２　中田島団地Ｃ16棟106号室
債務者　伊藤　忠治
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５８７号
静岡県浜松市南区白羽町2785番地の２　中田島団地Ｃ16棟106号室
債務者　伊藤　伸子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１１４号
千葉県市原市五所79番地　雇用促進事業団五所宿舎３棟303号
破産者　外川　　学
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１７号
長崎県佐世保市有福町1299番地24
破産者　株式会社アプロ
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
千葉市緑区あすみが丘５丁目71番地１シープル井澤Ｂ―202号、開始決定時の住所千葉市若葉区小倉台３丁目７番５号
破産者　市原　和弘
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２号
千葉市若葉区金親町815番地
破産者　株式会社鳶松建設
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５７３号
千葉県市川市市川南３丁目12番Ｃ―307号
破産者　有限会社カントーシーリングサービス
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６９８号
千葉市中央区大巌寺町100番地４コスモスハイツ205号
破産者　山邊ノリ子
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６９９号
千葉市中央区大巌寺町100番地４　コスモスハイツ205号
破産者　山邊　秀樹
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７４６号
千葉市若葉区みつわ台１丁目26番17号　ラフィネＥ棟101号
破産者　大礒　邦雄
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０１２号
千葉市中央区南生実町332番地２　クリスタルエトワール101号
破産者　上田　洋子
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０１３号
千葉市中央区南生実町332番地２クリスタルエトワール101号
破産者　上田　　誠
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０３７号
千葉市中央区椿森３丁目11番30号　藤和シティホームズ千葉公園307号
破産者　北村喜一郎
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０３８号
千葉市中央区椿森３丁目11番30号　藤和シティホームズ千葉公園307号
破産者　北村　琴美
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５９号
千葉市中央区南町１丁目２番21号
破産者　有限会社アドクラフト
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０８７号
千葉県市川市市川１丁目26番33―601号　フラワーハイツ
破産者　縫田　雅幸
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係